

令和5年度 事業計画

1. 司法書士を取り巻く社会情勢

司法書士制度は、令和4年8月3日に150周年を迎えました。司法書士は、この間、時代によって変化する法的需要に応えつつ市民に寄り添い、社会活動をしてきました。司法書士制度も、これまでの150年の歴史の中、様々な社会情勢の変化に応じた制度改革の中、法改正がなされ現在に至っています。令和2年8月1日施行の改正司法書士法では、司法書士の使命について、その業務とする「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」が明記されています。国民の権利を擁護するために、司法書士の使命をよく考え、150年の歴史の中で培った経験と実践の下、「身近なくらしの中の法律家」としてこれまで以上に社会的貢献を果たす必要があります。

司法書士を取り巻く社会情勢を概観し、以下のようにまとめました。

(1) 民法等の一部を改正する法律と相続土地国庫帰属法

令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が可決成立し、同28日に公布されました。所有者不明土地の解消に端を発したこれらの法律ですが、本年4月1日には、所有者不明土地等の利用の円滑化の観点からの、所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設を内容とする「財産管理制度の見直し」、長期間経過後の遺産分割の見直しを内容とする「相続制度の見直し」等が施行されます。また、本年4月27日には、所有者不明土地等の発生予防の観点からの、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができることを内容とした「相続土地国庫帰属制度の創設」が施行されました。そして、令和6年4月1日には所有者不明土地等の発生予防の観点からの「相続登記の申請義務化」等が施行されます。

(2) デジタル化・IT化・DX

行政手続きのデジタル化について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」や「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、登記手続、国税関係手続等で登記事項証明書の添付省略等の手続きが進んでいるところですが、令和3年9月1日のデジタル庁発足以降、デジタル化の動きは加速していると言えます。今後、法律の分野でもデジタル法制局により、デジタルで手続きが完結することを前提とした法案提出の検討が進んでいます。令和4年5月18日には、司法書士が訴状等の提出を行う時は、オンライン提出・受取が義務化された民事訴訟のIT化に関する大幅な改正が盛り込まれた改正民事訴訟法が成立し、同月25日公布され、本格施行は公布後4年以内とされました。また、令和4年6月7日閣議決定された規制改革実施計画の中で、法務省に対して、商業登記、不動産登記に係る手続きについて、司法書士等による代理手続きが多いことから、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について速やかに検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、可能なものから順次必要な措置を講ずる。と述べられています。また、同計画の中で、同じく法務省に対して、戸籍謄抄本のオンライン利用

率引き上げの取り組みを進めるに当たり、オンラインによる士業者からの職務上請求を導入することができるよう関係者の意見を聴き、できるだけ速やかに結論を得ること。登記・供託オンライン申請システムについても24時間対応に向け、遅くとも令和7年度までに利用時間の拡大及びシステム利用者の利便性向上に向けて必要な措置を講ずるとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会生活や経済活動のあり方にも変化をもたらしました。不動産取引、金融機関の手続きなど司法書士が関わる分野において、デジタル化・IT化のスピードが加速することに伴い、書面・押印・対面手続きの見直しによる電子署名・電子契約とそのインフラであるマイナンバーカードの普及が進むと考えられます。世界的にもデジタルトランスフォーメーションの流れができており、社会全体にデジタルトランスフォーメーションが進展していくと思われます。

（3）経済格差

日本は、1950年代から1960年代の高度経済成長期や1970年代の安定期においては、「一億総中流」といわれるほど経済格差の実感が小さい国でした。しかし、近年は、「勝ち組」「負け組」といった言葉が使われるなど、経済格差を実感する機会が増えていると言えます。現代の日本では生死にかかわるほどの貧困である絶対的貧困ではなくても、国・地域の一般的な生活水準と比べて困窮している状態である相対的貧困率においては、厚生労働省による貧困率の年次推移によると、昭和60年には12%だった相対的貧困の割合が平成30年には15.7%に増えています。「OECD経済審査報告書」によると、日米欧主要先進7ヶ国のうち、アメリカに次いで2番目の高比率でした。これは、賃金が低い傾向にある非正規雇用の増加や少子高齢化や核家族化が進んだ結果、高齢者世代の貧困が進んでいることも原因となっています。国民生活基礎調査によると、令和2年の全世帯の所得中央値は440万円で25年前の550万円から2割減り、400万円未満の世帯数は増えています。また、非正規雇用は、これまであった職場の仲間意識をなくし、個人の「分断」が進み、他人には構っていられなくなり、貧困が分断を拡大させ、コロナ禍で加速しているとも言われています。この令和2年から続く、新型コロナウイルス感染症の拡大は、我々の生活にも重大な影響を与えています。コロナ禍により、デジタル化に代表される産業構造の変化が一層進み、人材の二極化が進み格差社会を助長したとも言われています。新型コロナウイルス感染症対策については、対策緩和により、行動制限が見直され、通常の生活に戻りつつあるとも言えますが、後遺症や業務の改善の進捗が見られないケースもあり、物価上昇に賃金上昇が追い付かない現状に加えて、コロナ禍前の債務を抱えているところに、新型コロナウイルス関連融資による返済を迎えるケースもあり、返済困難な事例も出てくると考えられます。日本の経済格差は、一部の外国のように莫大な富を持つ所得上位層が増えたのではなく、普通の暮らしのできる人たちが低所得者層に落ち込んだことから生じていると言われています。

（4）人口減少時代

先に述べたように、日本は、少子化をとまなう超高齢社会を迎えています。少子化対策として、令和5年1月23日に召集された第211通常国会で、岸田首相が、子ども・子育て政策で「従来とは次元の異なる対策を実現する」と表明し、「出生率を反転させなければならない。」と述べていますが、2022年の出生数は調査開始以来最少だった2021年の81万1622人を下回り、

初めて80万人を割ると言われており、現状少子化に歯止めがかからない状態となっています。司法書士の志願者数や合格者数をみても、平成22年をピークに減少傾向にあり、愛知県司法書士会においても会員数は、ここ数年、1300名前後で推移しており、上げ止まりの状況となっています。また、既存会員の平均年齢も高くなっている状況を踏まえると、司法書士会の会員数も、将来、減少していくことが予測されます。

2. 司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえた事業計画

これらの司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえて愛知県司法書士会の令和5年度の事業計画を以下に述べたいと思います。詳細な事業計画は各部所の事業計画で述べますが、全体的な事業計画の方針としては、各部所及び担当役員並びに事務局の連携の下、以下の視点に立って実行していきます。

(1) 相談体制を含めた空家・所有者不明土地問題、相続登記促進

令和4年8月7日、司法書士制度150周年記念事業の一環として実施した公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部との共催で行われた全国一斉「遺言・相続・成年後見」相談会、令和5年2月18日、同じく150周年事業として名古屋法務局との共催で開催した相続登記の義務化をメインテーマとした「相続トーキングライブ」、各支部も含めて開催した「相続登記はお済ですか月間」に行う相続を中心とした相談会・市民公開講座では、多数の参加者、相談者があったので、今年度も、大相続時代の到来や相続登記未了問題解消を見据えた事業活動を行います。特に令和6年4月1日施行の相続登記義務化を控え、司法書士は、市民あるいは自治体の空家等対策部門の担当者等の職員から、相続登記に積極的に取り組んでいる身近な法律家として期待されているところでありますので、この司法書士に対する期待に応えるため、総合相談センターを活用すると共に、愛知県司法書士会調停センターでは、相続財産に不動産を含むものについては、相続に関する紛争も扱えますので効果的な活用を進め市民の期待に応えていきます。また、既に施行されている所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度あるいは相続土地国庫帰属制度については、司法書士がその制度推進を担うべく、裁判所・法務局や各市町村と連携を取り対応します。

それと同時に、広報面では適正・適切な周知を行います。具体的に申し上げますと、「相続」は、司法書士界のみでなく様々な業界がビジネスチャンスとして捉えています。時に行き過ぎた姿勢が、法令・会則違反を招きかねません。例えば、広告という面からも、相続登記の義務化について、過度に危機感をあおるような内容は、会員の業務広告に関する規則等に抵触する可能性があるなど、品位保持の面から問題も出ることが考えられます。このような観点から、適正な執務・倫理という面に注意をしつつ進めたいと考えます。

(2) デジタル化・IT化への対応

先に述べた、令和4年6月7日閣議決定された規制改革実施計画の中での、デジタル化を進める上で商業登記、不動産登記に係る手続きでの司法書士等の果たすべき役割、戸籍謄抄本取得についてオンラインによる士業者からの職務上請求の導入、登記・供託オンライン申請システムについての24時間対応については、政府・日司連からの情報収集に努めるようにします。

裁判のIT化についてですが、令和3年度の司法統計によれば、地方裁判所全事件の第一審通常訴訟既済事件の総数13万9011件のうち、双方に弁護士が付いていないものは1万181件ですが、一方にしか弁護士が付いていないケースは6万1437件あり、双方又は一方が本人訴訟であったものが51.52%となり、地方裁判所においても、半数以上が一方当事者は本人訴訟となっています。簡易裁判所においても令和3年度の司法統計によると第一審通常既済事件数の総数32万9856件のうち、双方又は一方が当事者本人によるものが30万6862件となっており、その率は93.03%で大半が少なくとも一方当事者は本人訴訟となっています。これらのことから司法書士が簡易裁判所に訴え提起等をする時のオンライン申し立ての義務化等、裁判のIT化に対応することと共に、本人訴訟ではオンライン申し立てが義務付けられていないことから当事者のサポートの重要性も考える必要があり、今一度司法書士の裁判業務を見直す取り組みを行い、裁判業務への関与率向上を目指します。

(3) 権利擁護活動

先に述べたように、日本は、少子化をとまなう超高齢社会を迎えています。さらに長引くコロナ禍の影響で生活困窮者、社会的孤立者が増加しています。誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成という地域共生社会の理念の下、民事法律扶助制度等を活用し、生活再建に向けた法的支援を実施すると共に、自死対策、セクシュアルマイノリティの方への支援等これまでの取り組みをさらに進めていきます。

また、超高齢社会の到来は、成年後見制度の充実も必要とします。高齢者などの権利擁護の体制作りのため、弁護士会・社会福祉士会と協力しながら各市町村と連携をして成年後見制度利用促進計画で示された地域連携ネットワーク及び中核機関への参画を進めます。それと共に遺産承継業務や福祉型信託を始めとする民事信託等の財産管理業務の研究を進め、市民に様々な選択ができるよう取り組みたいと考えます。

さらに超高齢社会の下では、コロナ禍の影響も加わり、地域経済を支える中小・零細企業の活動にも影響を及ぼし、事業承継の問題がクローズアップされています。今までも司法書士は商業登記を通して、会社法務を支えてきましたが、このような問題にもさらに対応できるよう司法書士界として、企業サポートの研究、啓発をしていきます。

(4) 人口減少時代における司法書士会の財政組織の検討

先ほど述べましたように、日本では少子超高齢社会が進んでおり、政府の少子化対策が急速に進まない限り、今後、人口が減少していくことは避けられないと考えられ、こうした状況は司法書士界にも影響を及ぼすこととなります。

こうしたことから、会員数も減少していくことを前提にした組織や財政等についての検討が必要であると考えます。組織運営については、新入会員を中心とした会務参加の対策を進めると共に、今後の会務運営の為に、会務に関する資料の整理、収集に努めます。また、経理事務についても現行の運用の課題について検討を進めていきます。

(5) (1) から (4) をうけて

令和5年度の事業方針の全体を、2(1)から(4)で述べましたが、これらを実施、あるいは会員の皆さまにフィードバックするために今年度までと同様、研修事業を実施します。令和5年4月1日からは、これまでの司法書士倫理に代わり、「司法書士行為規範」の施行が開始されています。

し、今後、司法制度改革を受けた次期「司法書士改正大綱」の承認も控えています。これらの理解と運用においても研修事業は欠くことのできないものと考えています。

そして常に支部との連絡・調整に努め、今よりさらに愛知県司法書士会全体での会務運営に努めていきます。

また、昨年度は、正副支部長会で、「危機管理」について議論しましたが、引き続き、「危機管理」についても情報収集、必要に応じた対応に努めるようにします。

以上、今年度の基本方針をお示しました。執行にあたっては、司法書士関係諸団体と連携、協調しながら進めて参ります。

また、会員、役員、事務局職員の安全に配慮しながら一生懸命会務に取り組んで参ります。

会員の皆さまにおかれましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度 総務部事業計画

1. 司法書士行為規範

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、懲戒処分事例を踏まえた非違行為の防止策を検討し、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、司法書士行為規範の周知を徹底するとともに、会員の適正な執務を確保するための指導、連絡を行います。

2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を、各支部の協力を得ながら実施します。

非司法書士による司法書士法違反の調査を行います。

4. 情報公開

会員用ホームページ、メール速報、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

6. 福利厚生

ソフトボール大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

8. 会員の会務参加促進

会員の会務参加を促進するための方策を検討し、実施していきます。

9. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 執務問題検討委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 登録調査委員会
- ・ 新入会員養成委員会

令和5年度 経理部事業計画

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 各支部の経理について情報共有を図り、支部交付金の見直しについて、検討をしていきます。
5. 令和6年度の予算書（案）を作成します。
6. 会館管理運営委員会にて、愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

令和5年度 企画部事業計画

1. 法改正及び社会のニーズに対応する

企画部は、司法書士業務に関する調査・研究活動を行う愛知県司法書士会のシンクタンクです。

令和5年度の企画部は、登記、裁判といった従来業務に加えて、近年、司法書士業務として認知されてきた民事信託や財産管理、司法書士による企業サポート等に関する業務の研究を継続します。「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が、今年度、施行されました。主なものとして、相隣関係規定の見直し、共有制度の見直し、所有者不明土地管理制度などの創設、相続制度の見直し、相続土地国庫帰属法等があります。不動産登記法では、買戻し特約、担保権の抹消登記の施行がはじまりました。これらの改正は、司法書士業務にも直接的な影響があり、司法書士として、その内容に精通していることが求められます。また、民事裁判事務については、令和4年5月18日、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正法で、司法書士が訴訟代理人となる場合には、必ず訴状をオンラインで提出しなければなりません。訴訟代理人に委任をしない当事者はオンラインの利用は任意の選択とされていますが、司法書士には本人へのサポートが求められます。更に、民事裁判事務は、会をあげて関与率の増加に取り組まなければなりません。そこで、研修等を通じて、会員に向けて法改正の周知を図るとともに、愛知県司法書士会の各部所と連携して民事裁判事務の促進を図ります。

2. 調査・研究活動等

(1) 登記業務に関する研究（不動産登記、商業登記共通）

従来からの登記手続きについての調査・研究は継続しつつ、民法・不動産登記法及びこれらに関連する法律改正に関する研究も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供

②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応及び会員への情報提供

③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との協議会（法司研究会を含む）の開催及びそれに関する資料の取りまとめ

④相続登記の推進、空き家・所有者不明土地問題等から生じる登記手続きに関する研究

(2) 裁判事務に関する研究

司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけではなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に起こる法的紛争に対応することが求められます。民事裁判事務に関しては、IT化についての情報収集及び司法書士の民事裁判事務への取組みを増やすことが求められます。また、家事事件については、相続登記等の申請の義務化により、市民の関心が相続手続きに向けられていますので、法改正の対応、司法書士が書類作成で関与する家事調停事件の研究等も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応及び会員への情報提供
- ③簡裁訴訟代理権取得後の司法書士の裁判業務に対する取り組みに関する情報収集、分析等
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換
- ⑤愛知県司法書士会 社会事業部との情報共有

(3) 財産管理業務に関する研究

司法書士の業務は、今や登記・裁判手続に限りません。遺産承継や民事信託等の財産管理業務について、市民の関心が高まり、これらに対応することも司法書士業務となっています。これらいずれの業務も、これまでの司法書士の専門的知見に基づいて業務を行い、積み上げてきたことが市民に評価された結果です。今後、更に登記や裁判と同じように全ての司法書士がこれらの財産管理業務について取り組むように研究を継続していきます。

(4) 商業・法人登記業務及び企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業・法人登記、会社法、その他法人に関する知識を持ち、従来から企業に対してアドバイスをを行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、取締役会、株主総会の開催等について多様な方法が用いられるようになってきており、それらの相談の対応が必要となってきました。また、市役所等では、脱ハンコの流れが加速し、電子契約、電子署名を導入し、法務局の電子証明書を取得している会社も増えつつありますし、登記の面でも、商業登記法第20条が削除されるなど、印鑑の扱いはこれから大きく変化していくものと思われます。今後、更に増えていく電子署名に関して、議事録への署名押印が印鑑に代わり電子署名が用いられている場合における登記申請方法等の知識が必要となります。

その他、特に事業承継については国をあげて対応する方針にあり、司法書士は事業承継に対応する専門家として位置づけられています。

このようなニーズに応えていくために、登記手続、その他周辺業務を含めた研究活動を行います。

(5) 研究結果について

各委員会の研究結果は、研修又は本会のホームページ内に掲載して、広く会員へ周知するとともに、支部からの講師派遣の要請があれば対応します。また、研究を行った効果を相談会の実施などで反映するよう司法書士会内の各部所と連携します。

(6) 法改正への対応

今後生じる法改正について情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、市民の権利の擁護に資する活動を行います。

3. その他

(1) 各委員会の運営方針

企画部に属する委員は、各担当分野において深く研究する専門家であるとの自覚の下に、会員向けの研修会講師派遣等による情報提供だけでなく、市民に対しても積極的に情報提供し、相談会などの実施をし、司法書士の存在意義を高めることに寄与するように努めます。

企画部会、各委員会の会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止、委員の会議への参加の負担軽減、会議の効率化等の観点から、Web会議を取り入れます。

(2) 事業計画案について

他の部所と連携をはかり、重点事業として定めた事業が各部所の実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるように努めます。

(3) 図書室の整備

企画部内の各委員会でテキストとして使用する書籍を図書室にも設置するとともに、従前からの主要図書の調達、整備を引き続き行い、より一層の蔵書の充実を図ります。

(4) 情報の提供方法の検討

会員が業務上必要となる法改正に関する情報について、研修会、企画部通信、会員専用ホームページなどで発信します。

(5) 日本司法書士会連合会 少額事件裁判事務推進助成事業の実施についての検討

経済的合理性の点で、市民が法律専門家に依頼することを躊躇したり、司法書士が受任することを躊躇したりするような少額の裁判に関して、会員の報酬を助成することにより、国民の裁判を受ける権利の保障に寄与するほか、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の一層の受託促進を図れるよう実施に向けた検討を進めます。

(6) 所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人候補者推薦名簿

所有者不明土地・建物、管理不全土地・建物の管理人候補者推薦名簿を備え置き、裁判所からの選任依頼に対応できる体制を整えます。

令和5年度 広報部事業計画

これまで「司法書士制度広報」及び「事業広報」並びに「会報の発行」を中心として活動を行ってまいりました。今年度もこれらの活動を中心とし、目まぐるしく変化する状況を見据え臨機応変に活動をして参ります。

今年度はいよいよ相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度が施行されます。これらについて市民の方々の認知度が高いとはまだまだ言えず、正確な情報が行き渡っていないと考えております。これまで登記制度を支えてきた我々が混乱を招かぬよう広報活動をし、そして市民の方々の迷いや悩みに対応していく必要があると考え、先ずはここに重きを置いた広報活動を行ってまいります。

また、昨年は司法書士制度150周年を迎えたところであり、更なる司法書士制度の発展を期待したいところでありますが、現実には司法書士人口の動向に注視しなければなりません。司法書士制度がこの先将来に亘って存続していくためには我々の仕事の魅力を幅広い層の方々に伝え知っていただくことで資格取得を目指すきっかけ作りを提供し、次世代へと確実に繋げていくことが求められていると考えます。成年年齢が引き下げられたことで若年者層に対しても我々の存在をアピールする機会が増えています。これを機に我々を知ってもらう・身近に感じてもらえる活動を行ってまいります。

様々な広報媒体が存在し、情報にあふれた社会となっています。このような中で我々が訴求したい市民の方々に届くべく様々な媒体を駆使した広報を行っていかなければなりません。色眼鏡で見るのではなく、様々な広報方法で活動を展開することで司法書士及び司法書士会の存在を広く市民に認知していただけるよう努めてまいります。

1. 相続登記に関連する広報活動

相続登記申請義務化及び相続土地国庫帰属制度の施行が迫ってくる中で、これまで以上に相続登記への注目度が更に高まってくると考えられます。前年度に引き続き「相続手続き＝司法書士」という認識を持っていただけるよう広報活動を展開してまいります。

2. 次世代への広報活動

司法書士制度維持及び発展のため、資格取得を目指すきっかけとしていただくため、近隣の各大学と連携し、学生たちに司法書士の魅力を伝える広報活動を行ってまいります。同時に学生だけでなく広く市民の方々にも司法書士の魅力を伝える広報活動についても検討及び実践してまいります。

3. マスメディア関係者へのアプローチ

司法書士会が行う様々な事業について、時宜に適った情報発信を行うことにより、より効果的な広報とするためマスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。特に今年度では相続登記義務化及び相続土地国庫帰属制度が迫る中でマスコミの関心も高いと考えます。これを機に司法書士の存在意義を更に伝える場とすべく活動してまいります。

4. 他士業・他団体との連携

名古屋自由業団体連絡協議会の活動を通じて他士業との交流を深め、資格業ガイダンスや相談会等の既存事業だけでなく、新たに連携して展開できる事業の創出に努めてまいります。また、法務局や名古屋商工会議所等の他団体とも引き続き連携して様々な事業を展開してまいります。

5. 高等学校及び大学への広報活動

成年年齢が引下げられたことにより、契約トラブル等に巻き込まれてしまう生徒が少なからず存在してくるのではないかと考えられます。他部署と連携しながら、高等学校や大学等に対し司法書士がこのような若年者層の相談の受け皿でもあることを広報してまいります。

委員会活動

会報編集委員会

会員に向けて会員の業務に資するための情報提供を行い、司法書士会の事業の報告を行うため「会報愛知」の企画、編集、発行を行います。

今年度より会報の電子化を取り入れ、紙での会報配布を希望された会員のみ郵送でお送り致しますが、電子版でも見やすい会報作りを念頭に入れた編集活動を行っていきます。内容につきましては、会員の皆さんの実務に役立つ情報をよりタイムリーに提供できるよう、会員相互に、会員と司法書士会がより繋がる会報作りに努めてまいります。

ホームページ運営委員会

マスメディア等を活用した広報活動とホームページとの連動の強化や双方に広報効果が上がるようなホームページの活用方法について検討を重ね、司法書士制度や司法書士会の活動が市民により伝わるよう情報発信に努めてまいります。また相続情報に特化したサイト「相続のカタチ」が立ち上げから2年が経過し、順調にアクセス数が伸びてきております。相続登記義務化及び相続土地国庫帰属制度により更なる需要が高まると考えますので、更なる記事の充実化を図っていきます。

広報実践委員会

司法書士が行う事業等について周知を図るためのチラシやポスター、パンフレット等の製作物について企画、制作を行います。また、司法書士及び司法書士業務について認知度の向上を図るための企画を立案し、実施してまいります。

令和5年度 社会事業部事業計画

テーマ「市民の中へ」

改正司法書士法が施行され、法律事務の専門家として「国民の権利擁護」に寄与するとしての使命規定が創設され約3年が経とうとしています。この使命規定は、従来の登記業務、裁判業務にとどまらず、国民の法的ニーズにこたえるために簡裁訴訟代理等関係業務、成年後見業務、財産管理業務と業務範囲を拡大してさせてきたこと及び、復興支援や空き家・所有者不明土地問題に対処するなど専門家として参画することで国民の権利擁護に関する社会的活動をおこなってきたことにより創設されたものであり、私たちは今後もこの国民の信頼・期待に応えていかなければならず、「法律事務の専門家」としての市民に対して法的サービスを提供しなければなりません。

そこで、積極的に関連団体等と連携を図っていくなど地域に根差した活動を行うことにより、自ら市民の中に入り、法的トラブルを未然に防止したり、法的困難を抱える方の解決の一助となるべく活動していきたいと考えます。

1. 相談体制・相談環境の充実

(1) 令和6年4月に相続登記の申請義務化が始まります。一定の期間に相続登記等をしなければ過料の対象となるため、今後司法書士に対する相談ニーズは高まることが考えられます。

また相続に限らず、司法書士は多様な相談を受けています。相談員の増員や相談員の資質向上のための研修を実施することにより、市民のニーズにこたえることができる相談体制を総合相談センターを中心に構築するとともに、調停センターの利用促進を図ることにより、より柔軟な問題解決手段を市民に提供します。

(2) 法的問題を抱えてしまった若年者が気軽に相談できるようにSNSを利用した相談会を実施するなど、電話、面談、WEBによる相談以外の法的アクセスの充実を図ります。

(3) 法テラスと協力して、司法書士による民事法律扶助制度の利用促進をはかります。

(4) ハンディキャップをもつ人を支援する団体等と連携して相談会を開催するなど、誰もがアクセスしやすい相談環境を整えます。

2. 法教育・消費者教育

(1) 法教育を行うことにより、子どもたちが法や司法によって自らの権利・自由が守られて、他者の権利・自由を等しく尊重する理念を体得することは、法的トラブルを未然に防ぐためにとても重要なことです。子どもたちが主体的に法やルールの大切さやそれらに則った解決を図る力を養う手法を研究・実践します。子どもたちが主体的に法やルールの大切さやそれ

らに則った解決を図る力を養う手法を研究・実践します。

- (2) 成年年齢引下げにより、若年層の消費者被害が危惧されています。社会に出るまでに、トラブルを事前に回避する知識やトラブルに遭ってしまったときに対応できる知識を養うとともに相談できる機関等を知っている必要があります。
- (3) 法教育・消費者教育に携わる関係機関と積極的に連携をはかり、情報交換・意見交換を行い、法教育・消費者教育のより一層の充実のための研究を行います。

3. 人権擁護に関する取り組み

改正司法書士法では司法書士の使命規定が創設されました。「国民の権利擁護」に寄与することが私たち司法書士の使命でもあります。市民生活を見渡してみても、自死問題、セクシュアル・マイノリティの方への支援、子どもの権利、犯罪の被害に遭われた方の権利など、さまざまな人権問題が見受けられます。それにより、社会的に孤立してしまうケースもあります。司法書士としてこれらの市民の権利擁護・人権擁護のための活動に取り組むとともに、関係機関との連携をはかり、支援の輪をひろげ、「地域共生社会」の実現に向けて活動します。

4. 多重債務・消費者問題に対する取り組み

- (1) 世間では新型コロナウイルスによる自粛ムードは薄れ、日常を取り戻す方向に流れています。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で職を失い、生活再建がかなわない人や、ウクライナ情勢等の影響による物価高騰を受け、生活困窮に陥り多重債務を抱えてしまう人々もでてきています。簡裁訴訟代理権を有する司法書士として、多重債務問題には引き続き積極的に取り組む必要があります。定例相談会にとどまらず、関連する支援団体・行政機関と連携し、出張相談会を開催するなど法的アクセスの拡充につとめます。
- (2) 個人消費者を狙った悪質な消費者問題が後を絶ちません。常に最新情報を研究し、会員に研修などで情報提供を行い、相談会を開催し、消費者被害の救済につとめます。

令和5年度 研修所事業計画

1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

2. 会員研修

(1) 単位制研修

① 研修の企画及び開催

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会や法改正等に対応する研修会を、8回程度を目途に企画及び開催します。

研修の内容においては、不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理・会社法務等の既存業務分野を中心に、執務・職業倫理・司法書士制度にかかる事項にも配慮して企画します。

特に本年度は、本年4月1日から既に施行されております、所有者不明又は管理不全の土地建物管理人制度や遺産分割協議の期限設定など、諸々の所有者不明土地関連や相続制度の見直し関連の改正が施行されたこと、また相続登記の義務化もいよいよ来年4月1日に迫ってきておりますことから、このような私達司法書士業務にとって実務に多大な影響が出る改正については、常にアンテナを広げ、研修所としましては、会員の皆様への情報発信と知識の浸透を図ってまいります。

また、連合会主催の研修会についても、インターネット配信による受信会場として運営可能な研修会等について積極的な開催を図ります。

形式的には集合研修及びウェビナー配信の併用を基本としますが、より自発性・積極性を促すとされるグループ研修をはじめとする各種研修形式について引き続きその有用性について検討を重ね、適宜実施します。

研修の企画及び開催においては、本会他部門、各支部及び各種研修機関等との連携を踏まえるとともに、研修会情報・記録の収集、管理、運用及び提供を行います。

② 研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

社会的には「脱コロナ」の潮流ではあるものの、研修は屋内での開催となりますので、研修所としましては今年度も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に気を配りながら研修を開催してまいります。

また、今年度も本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的として、ウェビナー受信による各支部任意の集合会場設置を促進する方向で運営します。

そして、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修等での利便を図るとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて引き続き周知を行います。同様に、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、周知を行います。

③ 研修単位の管理及び指導等の事後対応の管理

司法書士法における使命規定の創設、日司連会則等における研修単位に関する取扱い変更な

ど、単位制研修を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和元年度からは日司連より「単位制研修単位未取得者に対する指導要領」として指針が定められ施行されております。当研修所では、単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知や制度の周知を行うなど、すべての会員が所定の単位数を取得するよう努めます。また、他団体が実施する研修会については単位（乙類単位）の認定作業を行うとともに、取得単位の管理及び未取得者への指導等の事後対応の管理を行います。

（２）新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部その他各部署と協働し、年２回程度開催します。

（３）年次制研修

令和５年度の年次制研修対象者の皆様には、基本的な新型コロナウイルス感染予防対策にご協力をお願いしつつ、会場受講方式にてディスカッション研修に参加していただくこととなります。対象者の会員の皆様が滞りなく参加できるよう、会場設営や案内を含めその運営を担います。

（４）実践ゼミナール

昨年度まで開催しておりました実務基礎ゼミナールを、今年度からは研修タイトルを「実践ゼミナール」と改め、研修内容も研修所内で企画検討のうえ刷新いたしました。

このゼミナールでは、概ね登録の若い会員を対象に、不動産売買の決済業務・相続登記・会社設立・役員変更登記など司法書士業務の中でも基本的業務について、チューターの経験豊富な先輩司法書士と一緒に、業務を行っていくうえでの実務上の細かな注意点やノウハウについてざっくばらんな意見交換や議論を交わし、このディスカッションを通じて世代を超えた先輩司法書士や若手同士のネットワーク構築の場を提供することを目的としています。今年度は年２回程度の開催を予定しています。

３．新人研修

（１）配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講できるようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けている。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーや職業倫理等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

（２）配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認とともに、各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。